装管調第２６０号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８７３４号
令和４年５月３０日

長官官房監察監査・評価官
調　達　事　業　部　長　殿

調達管理部長
（公印省略）

契約業務における改善措置について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
配布区部：調達管理部調達企画課長

別紙

契約業務における改善措置

1　業態調査に係る改善措置

物別調達官（調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。以下同じ。）及び物別室長（調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付回転翼室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。以下同じ。）は、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３４号）及び契約事務に関する訓令に係る事務要領について（通知）（装管調第２５２号。２７．１０．１）（以下「契約事務訓令等」という。）に規定されている趣旨に立ち返り、製造権、販売権、特許権等、生産設備等、資産の状況及び信用度の程度について、随時、有資格者の業態を調査するとともに、それらの情報のデータベース化を図り、有効かつ適切に管理するものとする。

2　入札及び商議に係る資料整備等の改善措置

⑴ 予定価格と落札価格が同一の場合における対応策

物別調達官及び物別室長は、同一になった要因を調査する等の検証を行いその内容を記録するものとする。

⑵ 入札不調後の予定価格の再検討依頼

物別調達官及び物別室長は、商議において不調となった場合、入札に参加した相手方から不調の具体的な背景及び理由等を個別具体的に聴取し、計算価格の基礎となった計算価格内訳書との比較において、どの計算要素に起因するか等の検討を行い、その結果を記録するものとする。

3　入札制度に係る改善措置

入札制度の適切な運用を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

⑴　監督体制の充実

ア　原則として、入札及び商議は複数の職員をもって実施する。

イ　石油製品のように件数が多い入札については、件数に応じて入札等に関する専門知識を有する職員をその都度増強することによって対処する。

ウ 必要に応じて、物別室長又は調達事業部需品調達官付班長、調達事業部需品調達官付機械車両室班長、調達事業部武器調達官付班長、調達事業部武器調達官付弾火薬室班長、調達事業部電子音響調達官付班長、調達事業部艦船調達官付班長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室班長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室班長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室班長、調達事業部航空機調達官付班長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室班長、調達事業部航空機調達官付回転翼室班長、調達事業部輸入調達官付班長若しくは調達事業部輸入調達官付有償援助調達室班長が入札場所に立会し、あるいは、巡回して監督する。

⑵ 入札に係る情報の管理についての徹底

ア 担当部署におけるＯＪＴ及び研修等を通じて入札に係る情報の管理について、関係職員に会計法令、規則等の遵守を周知徹底する。

イ 入札及び商議は、原則として複数の職員で厳正かつ公正に行うこととし、これらの状況については、迅速かつ的確に物別調達官及び物別室長を通じて調達事業部長に報告するなど、情報の管理に努める。

⑶ 入札における公正かつ自由な競争の確保

安易に慣例化した方法による入札及び商議を排除し、実質的な競争性が十分確保できるよう措置するとともに、入札及び商議が公正かつ適正に実施されるよう担当部署におけるＯＪＴ及び研修等を通じて関係職員に教育の徹底を図る。

4 入札経緯等の電子化

入札経緯等を電子化することにより、必要に応じて入札結果がチェックできるシステムを整備・活用し、次の措置を講ずるものとする。

⑴ 入札情報及び落札情報を含め電子化された種々の契約情報を活用したコンピューター・プログラムにより、入札経緯等を検証する。

⑵ 過去５年間における品目ごとの入札状況、グループごとの落札状況、グループごとの受注シェアーの推移等についてコンピューターを活用のうえ分析し、不自然な入札状況の早期発見等を行い、入札の公正性を確保する。

5 監督・認証体制の充実

契約業務の適正性を確保するため、第３者による監査に加えて自らも厳しく監査する体制を構築するため、次の措置を講ずるものとする。

⑴ 長官官房監察監査・評価官は、物別調達官及び物別室長との連携を密にして、１から４までの改善措置について、今後、それらの目的等が十分に達成されているか否かをサンプリングチェック等の手法を用いながら動態的に評価・検証す

る。

⑵　事前通告する監査等の実施に加えて、事前通告を行わない臨時監査の実施を導入する。

6　ハンドブックの整備及び活用

契約業務の実施に当たっては、関係法令及び契約事務訓令等を遵守するとともに、業務の一連の流れをマニュアル化したハンドブックを整備し、その活用を図る。

7　報告の特例

この通達において、物別室長が報告を行う際、所属の物別調達官については、報告を要しないものとする。